二　液化二酸化炭素用容器　液化二酸化炭素のみを充**塡**するエアゾール式簡易消火具の容器をいう。

三　使用温度範囲　零度以上四十度以下の温度範囲（当該温度範囲の下限温度を十度単位で低下させた場合においてもなお正常に操作することができ、かつ、消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するエアゾール式簡易消火具にあっては、当該拡大した温度範囲）をいう。

四　標準使用期間　標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限（五年を限度とする。）をいう。

五　小規模普通火災　次号に規定する危険物火災、第九号に規定する自動車用クッション火災及び第十号に規定する電気火災以外の火災であって、規模の小さいものをいう。

六　危険物火災　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四に掲げる可燃性個体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。

七　天ぷら油火災　危険物火災のうち、住宅で使用する天ぷら鍋内の油が発火することによって生ずる火災をいう。

八　ストーブ火災　危険物火災のうち、住宅で使用する石油ストーブの灯油に引火することによって生ずる火災をいう。

九　自動車用クッション火災　自動車内にあるウレタンフォームその他の可燃物に引火することによって生ずる火災をいう。

十　電気火災　配線器具、電気製品その他これらに類する電気器具の火災をいう。

（構造）

第三条　エアゾール式簡易消火具の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　エアゾール式簡易消火具に充**塡**された気体（以下「充**塡**ガス」という。）又は消火剤の圧力により消火剤を放射するものであること。

二　充**塡**ガス及び消火剤を再充**塡**できないものであること。

三　充**塡**ガス及び消火剤を充**塡**する容器は、内容積一リットル以下であること。

四　粉末又は液体の消火剤（液化二酸化炭素を除く。）の容量は、容器の内容積の九十パーセント以下であること。

五　容器の材質は、鋼又は軽金属であること。

六　バルブが突出しているエアゾール式簡易消火具は、当該バルブの損傷を防止するための措置が講じられたものであること。

（消火性能）

第四条　エアゾール式簡易消火具は、次の各号に掲げる消火性能のうちいずれか一以上の消火性能を有するものでなければならない。

一　小規模普通火災に対する消火性能

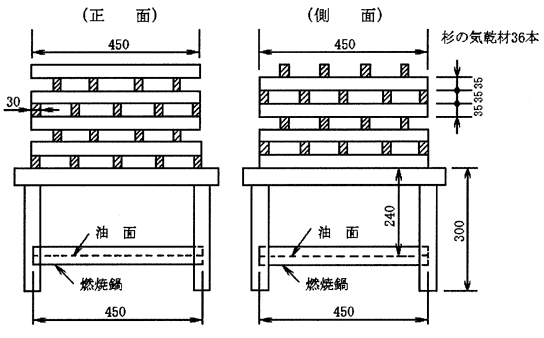
次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後二分以内に再燃しないものであること。

イ　燃焼鍋に、〇・三リットルのノルマルヘプタン（沸点は九十六度以上百二度以下であり、かつ、純分が九十五パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を入れ、点火すること。

ロ　消火は、点火した後三分で開始すること。

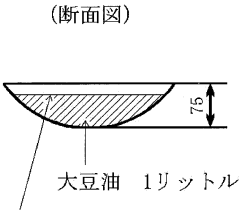
二　天ぷら油火災に対する消火性能

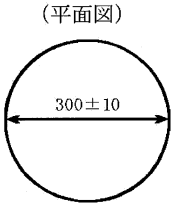
次の模型を用い、イからハまでに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射中に著しい火炎の拡大（天ぷら鍋の上縁から火炎の上端までの高さが一・八メートル以上となること又は三秒以上の時間継続して一・二メートル以上となることをいう。）及び油の飛散等が生じないものであって、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



備考　杉の気乾材の含水率は、10%から15%の範囲内であること。

〔単位：ミリメートル〕





〔単位：ミリメートル〕